

東日本大震災被災者の住宅再建支援

補助対象者

東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた方

かつ、

県内において自ら居住するための住宅を建設、購入又は改修する方

(被災した住宅の世帯主の3親等以内の親族が再建する場合も含まれます。)



事業期間

平成24年度～令和2年度

補助金額

1 住宅の建設・購入のための新規債務

対象額上限1,460万円、金利上限2.0%の5年分の利子相当額
(最大130万円程度の見込み)

2 住宅の改修(増改築を含む。)のための新規債務

対象額上限640万円、金利上限1.0%の5年分の利子相当額
(最大25万円程度の見込み)

3 上記のいずれかの債務を有する方の被災住宅の既債務

新規債務の契約日を基準とした5年分の利子相当額

注 被災住宅の既債務の補助を申し込む場合は、金融機関等が発行する残高証明が必要となります。発行には本人確認が必要となるため、数日間要することがあります。

お申し込み・お問い合わせ先

・建設地が八戸市の場合

八戸市 建設部 建築住宅課 電話：0178-43-2111(内4569)

・八戸市以外の建設地の場合

青森県 県土整備部 建築住宅課 電話：017-722-1111(内6805)



【担当】青森県県土整備部建築住宅課住宅企画グループ

電話 017-722-1111(内線6805)

HP：<http://www.pref.aomori.lg.jp>

[/life/sumai/kikakutop.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/life/sumai/kikakutop.html)

青森県東日本大震災復興推進基金事業